四　別表第四に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二の上欄に掲げる学生の総定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める専任教員数以上の専任教員を有すること。

五～十四　（略）

十五　一の介護実習施設等における介護実習について同時に授業を行う学生の数は、その指導する実習指導者の員数に五を乗じて得た数を上限とすること。

十六～十八　（略）

第七条の二　法第四十条第二項第五号に規定する養成施設（別表第五において「第五号養成施設」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　昼間課程及び夜間課程に係る基準

イ・ロ　（略）

ハ　別表第五に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二の上欄に掲げる学生の総定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める専任教員数以上の専任教員を有すること。

ニ～ヲ　（略）

二　（略）

（令第五条の規定により報告を要する事項）

第十条　令第五条（令第九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　当該学年度の学年別学生数

二～四　（略）

（指定取消しの申請書の記載事項）

第十一条　令第八条の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二　（略）

三　在籍中の学生があるときは、その措置

2　（略）

別表第二（第三条―第七条の二関係）

学生の総定員	専任教員数
八十人まで	3
八十一人から二百人まで	$3+\frac{\text{学生の総定員}-80}{40}$
二百一人以上	$6+\frac{\text{学生の総定員}-200}{50}$

四　別表第四に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二の上欄に掲げる生徒の総定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める専任教員数以上の専任教員を有すること。

五～十四　（略）

十五　一の介護実習施設等における介護実習について同時に授業を行う生徒の数は、その指導する実習指導者の員数に五を乗じて得た数を上限とすること。

十六～十八　（略）

第七条の二　法第四十条第二項第五号に規定する養成施設（別表第五において「第五号養成施設」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　昼間課程及び夜間課程に係る基準

イ・ロ　（略）

ハ　別表第五に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二の上欄に掲げる生徒の総定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める専任教員数以上の専任教員を有すること。

ニ～ヲ　（略）

二　（略）

（令第五条の規定により報告を要する事項）

第十条　令第五条（令第九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　当該学年度の学年別生徒数

二～四　（略）

（指定取消しの申請書の記載事項）

第十一条　令第八条の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二　（略）

三　在籍中の生徒があるときは、その措置

2　（略）

別表第二（第三条―第七条の二関係）

生徒の総定員	専任教員数
八十人まで	3
八十一人から二百人まで	$3+\frac{\text{生徒の総定員}-80}{40}$
二百一人以上	$6+\frac{\text{生徒の総定員}-200}{50}$

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の職業能力開発促進法施行規則第六十四条の二第二項第六号、第六十四条の三第三項第三号及び第六十四条の六第三項第三号の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に専修学校の専門課程に入学する者について適用し、施行日前に専修学校の専門課程に入学した者に係る技能検定の受検資格については、なお従前の例による。